

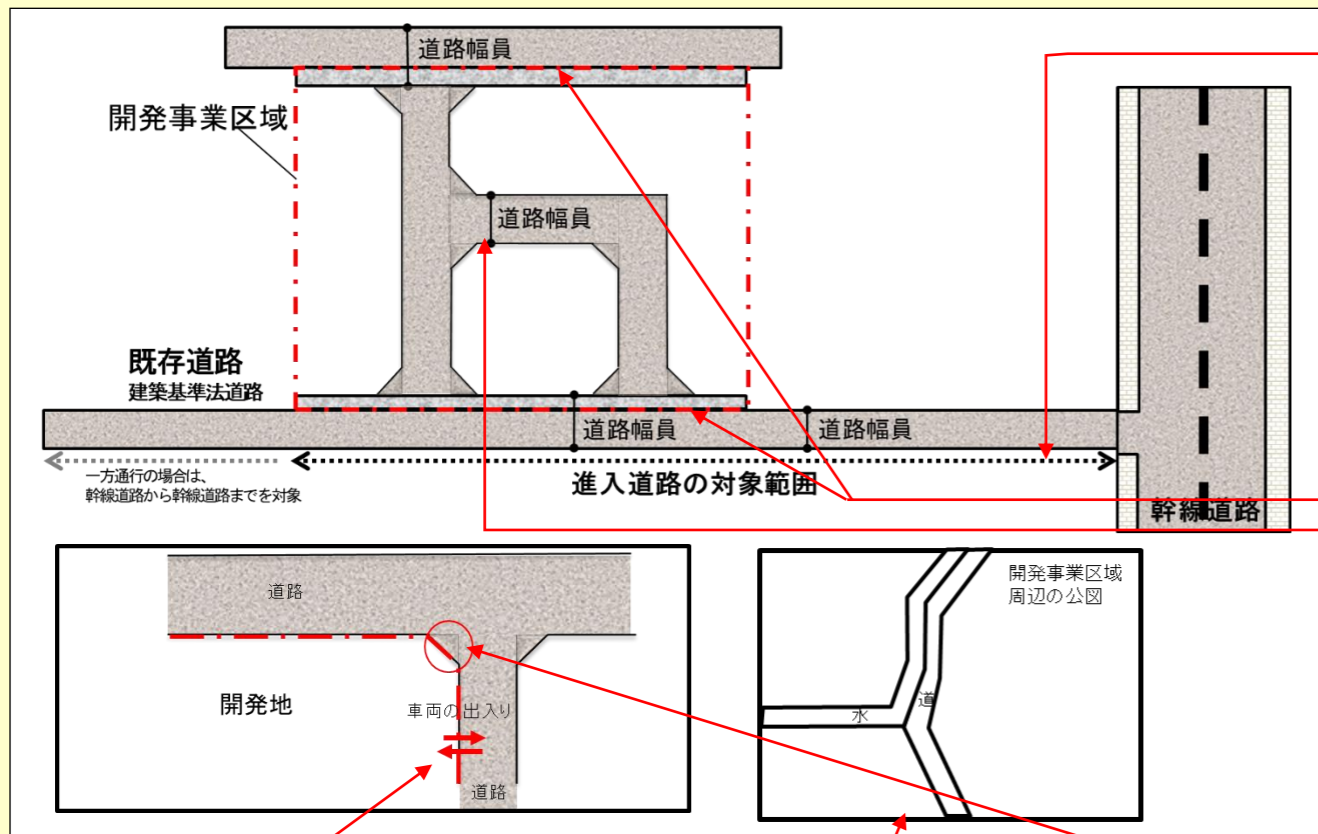
事前相談

都市局都市計画課から開発等に該当(神戸市開発事業に関する技術基準(以下技術基準)の適用)と説明を受けた場合、表一1の資料を調査し図一1の道路要件①~⑥を、道路計画課までご相談ください。

連絡先: 神戸市建設局道路計画課指導担当 ☎直通 078(322)6803

表一1 調査資料 ※その他必要に応じて別途資料の提出を求めることがあります。

Table with 3 columns: 資料 (Materials), 確認事項 (Check items), 取得先 (Sources). Rows include location maps, road network, road plans, building standards, public works, road status, photos, and land use plans.



図一1 道路基準説明図

主な協議内容

※そのほか必要となる技術基準は「神戸市開発事業の手続及び基準に関する条例」技術基準などを参照。

① 進入道路 ... 幹線道路(歩車道が分離されたセンターラインのある幅員9.5m以上の道路)から開発事業区域に至る既存道路(技術基準第6,7条) ※3,4,5条も参照

- 必要な幅員(表一2)が不足する場合は道路拡幅が必要です。
進入道路が私道の場合、都市局都市計画課へご相談ください。
※技術基準第9,10,11,12条(道路基準の特例)は、都市計画課へご相談ください。

注意点

- 建築基準法上の道路が進入道路の対象です。
一方通行の場合は、「幹線道路から進入し、開発事業区域を經由して、次の幹線道路に退出するまで」が進入道路です。
進入道路上の車止め等車両の通行の支障となる物件は、除去が必要です。

表一2 進入道路基準

Table with 2 main sections: (1) 相互通行の場合 (Mutual traffic) and (2) 一方通行の場合 (One-way traffic). Each section has a table with columns for use type, residential units, area, and road width, accompanied by cross-section diagrams.

※区画整理事業等の完了区域内の進入道路幅員は、戸数99戸以下(1ha未満)まで、戸数49戸以下(1,000㎡未満)の基準を準用できます。
※ワンルームタイプの進入道路対象戸数は、計画戸数を2.6で除した数です。

② 接する道路 ... 開発事業区域に接している道路(技術基準第7条)

- 6m(4m)未満の場合、拡幅が必要です。
拡幅に必要な幅員は、中心後退3m(2m)以上です。ただし、道路の対側地が、1m以上の水路や河川その他の公共公益的施設・がけ地・池・鉄道・高架道路等がある場合、又は、既に開発における道路後退済みの場合は一方後退6m(4m)です。

注意点

- 道路法に基づく道路(公道)が接する道路の対象です。
左記の()内は、行き止まり又は小区間の道路で将来にわたり車両の通行量がほとんど無いと予想される道路、又は区画整理事業等の完了区域での数値です。
進入道路区間の接する道路は、両方の道路要件が必要です。

③ 新設道路 ... 開発事業区域内に新たに設置する道路(技術基準第8,9条)

- 新設道路には主に
○開発事業者等によって維持・管理する「承認道路」(私道)
○道路法に基づく道路とし、神戸市に帰属する「帰属道路」(公道)
があります。
「承認道路」か「帰属道路」どちらになるかは、開発の技術基準等をご理解のうえ、建設局道路管理課および道路計画課にご相談ください。

注意点

- 行き止まり道路(袋状道路)など、主に開発事業区域の出入のみに利用される道路は、「承認道路」です。
袋状道路には、転回広場が必要となる場合があります。(技術基準第16条)
「帰属道路」に、民有物(コンクリート擁壁等)は残置できません。

⑥ 乗入れ施設 (技術基準第18条)

- 車両の出入口(乗入れ施設)は、歩道のない道路から計画してください。また、乗入れ施設設置基準(神戸市建設局)に基づき、
○乗入れ施設の設置数(原則1か所)
○設置位置(設置不可となる場所あり)
○乗入れ幅(乗入車両の種類による)
を交通安全、道路管理等の観点から、特に支障がないと認められる場所へ計画してください。

注意点

⑤ 里道・水路 (技術基準第7,76条等)

- 開発事業区域内またはその周辺に里道・水路がある場合、廃止(売却)・付け替えまたは拡幅が必要です。詳しくは、建設局道路管理課および道路計画課もしくは河川課にご相談ください。
歩道のない車両出入口も、乗入れ施設設置基準(神戸市建設局)に準じて計画してください。
乗入れる自動車の回転場は、敷地内に設けてください。
隅切り部は車両の乗入ができない構造としてください。
車刺し駐車場とならないように計画してください。

④ 道路交差部の隅切り

- 視距等の確保のため角地の土地の角を切り取って道路状にしたもの(技術基準第15条)
角地を含む開発では、道路幅員に応じた「隅切り」が必要です。(右図参照)
※視距とは、運転者が見通すことができる距離です。

